

# 東近江市通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～



令和7年4月

東近江市、東近江市教育委員会

## 目次

1	東近江市通学路等交通安全プログラムの目的・・・・・・・・・・	1
2	取組体制・・・・・・・・・・	2
	(1) 通学路等安全推進連絡会の開催	
3	取組方針・・・・・・・・・・	3、4
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 定期的な合同点検	
	①実施時期等	
	②点検体制	
	(3) 対策の検討	
	(4) 対策の実施	
	(5) 対策効果の把握	
	(6) 対策の改善・充実	

### 【資料】

別添資料1：東近江市通学路等安全推進連絡会関連の組織図

## 1 東近江市通学路等交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、登下校中の児童・生徒が巻き込まれ、多数の死傷者が出る痛ましい交通事故が相次いで発生したことから、同年に文部科学省・国土交通省・警察庁の三省庁連名で、通学路等の緊急合同点検の実施及び安全な通学路等の確保に向けた取組を行うよう通達がありました。

東近江市においても、同年5月及び平成25年度、平成26年度と、警察、道路管理者、学校、教育委員会等による合同点検を実施してきました。

この体制を一過性のものとせず、引き続き通学路等の安全確保に向けた取組を継続的に実施していくため、「東近江市通学路等交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が緊密に連携し、通学路と園外活動経路における効果的な安全対策の検討・実施を通して、児童・生徒の登下校時及び未就学児の園外活動時における安全確保に取り組んでいきます。



警察、道路管理者、学校、教育委員会等による通学路等合同点検の様子

## 2 取組体制

### (1) 通学路等安全推進連絡会の開催

合同点検をはじめ、今日までの通学路等の安全確保における取組の充実、強化に向けて関係機関の連携をさらに図るため、東近江市通学路等安全推進連絡会を開催します。



表1：「東近江市通学路等安全推進連絡会」構成員

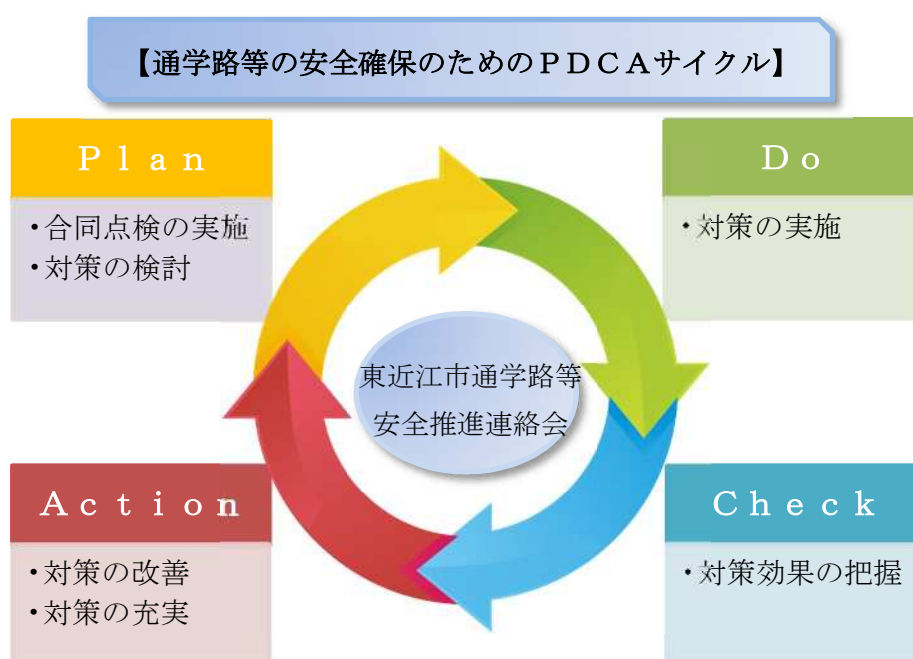
機関名	備考
東近江市教育委員会事務局教育総務課	事務局
東近江市教育委員会事務局学校教育課	
(市内小中学校代表者)	学校関係者
(市内小中学校PTA代表者)	
東近江警察署	交通管理者
滋賀県東近江土木事務所	道路管理者
東近江市都市整備部道路課	
東近江市都市整備部広域事業推進課	国、県事業調整
東近江市市民部市民生活相談課	交通事業調整
東近江市こども未来部幼児課	未就学児園外活動管理者
東近江市こども未来部幼児施設課	幼保施設管理者

### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的な通学路等の安全確保に向けた取り組みを推進するため、平成24年度から実施している合同点検を引き続き実施し、危険箇所を確認して安全対策の改善及び充実を図ります。

また、これらの取組をPDCAサイクルとして継続的に実施し、通学路等の安全性の向上を図ります。



#### (2) 定期的な合同点検 (Plan)

##### ①実施時期等

継続的な取り組みとして関係機関と連携し、合同点検を実施します。

点検箇所は、市立各小中学校による通学路の調査、こども未来部による幼保施設園外活動移動経路の調査から抽出された危険箇所及び関係機関が必要と認めた箇所とします。

合同点検は、原則として1年に1回、上記点検箇所についての実施を基本とし、必要に応じ、随時点検を実施します。合同点検は次表2のスケジュールに従って実施します。

表 2 : 合同点検スケジュール表

(前年度) 2月～3月	危険箇所の抽出	学校→教育委員会、こども未来部抽出
3月～4月	危険箇所の取りまとめ	教育委員会(小中)、こども未来部(幼保)
4月～5月	合同点検箇所の選定・決定	通学路安全推進連絡会
5月～8月	合同点検の実施	学校、警察、道路管理者、教育委員会、こども未来部等
9月～	対策の検討・実施	各所管部署
2月～3月	今年度の合同点検の最終報告	

## ②点検体制

学校、警察、道路管理者、教育委員会、こども未来部を基本とし、必要に応じて、PTA、自治会、スクールガード等の参加により実施します。

### (3) 対策の検討 (Plan)

対策必要箇所については、各箇所ごとに、路側帯カラー舗装の整備や路面標示等のハード面での対策及び交通安全指導や通学路・園外活動移動経路の変更等のソフト面での対策の両面で、必要に応じた対策計画を検討・策定します。

### (4) 対策の実施 (Do)

計画に基づき、警察をはじめ、道路管理者、教育委員会、こども未来部等の関係機関の連携により安全対策に取り組みます。

### (5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所については、その効果を把握・検証します。

### (6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握等の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図ります。

## 4 箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、「通学路等危険箇所対策一覧表」を作成し、関係機関で認識を共有します。また、ホームページ等で必要な情報を公表するものとします。

### 【資料】

資料 1 : 東近江市通学路等安全推進連絡会関連の組織図

## 【参考 通学路に関連する根拠法令等（抜粋）】

### 学校保健安全法

#### 第二章 学校保健

##### 第一節

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### 第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

### 交通安全施設整備事業の推進に関する法律

#### 第六条

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号イに掲げる事業及び同号ロに掲げる事業で政令で定めるもの（前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。）に要する費用に

については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一（道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

#### 交通安全施設整備事業の推進に関する法律施行令

（法第6条第3項の政令で定める通学路）

第4条 法第6条第3項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これを「小学校等」という。）に通うため1日につきおおむね40人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に存在し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

#### 交通安全対策基本法

##### 第一章 総則

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。



